

(2025年2月19日以降の申込用)

延長保証保険 メンテナンスコース 申込みガイドブック



2025年4月11日



株式会社 ハウスジーマン

目次

I. メンテナンス工事のポイント.....	3
1. 延長保証保険の目的	3
2. 保険の利用にあたり必要となる工事	3
(1) 新築後最初の引渡から 15 年以内.....	3
(2) 新築後最初の引渡から 15 年以降.....	4
II. 延長保証業務と申込手続きの流れ	5
1. 手続きの流れ.....	5
2. 概要説明動画の活用	6
3. 現場検査の一部省略	6
III. 住宅事業者が行う建物の現況確認.....	7
1. 現況確認の基本的なルールと主な確認内容.....	7
2. 現況確認 実施報告書 作成のポイント.....	8
IV. 申込時の提出書類.....	9
1. 共通の提出書類	9
2. 利用条件によって追加提出が必要な書類.....	9
V. 提出書類の記入例と保証書の取扱いについて	10
1. 立面図.....	10
2. 平面図.....	10
3. 契約内容確認シート (住宅所有者からサインを取り付ける書類).....	11
4. 住宅の瑕疵に関する保証書 (住宅事業者から住宅所有者へ渡す書類)	11
VI. 現場検査におけるバルコニーの確認について.....	12
VII. w e b 申込みの手続きの流れ	13
1. 新規に物件を作成して保険を申し込む場合	13
2. 新築瑕疵保険を利用した物件に保険を申し込む場合	21
VIII. 申込後の物件の状況確認方法	22

この申込みガイドブックは、メンテナンスコースの延長保証保険の利用にあたっての、メンテナンス工事の考え方や、建物の現況確認の概要、申込手続きの説明をするものです。保険期間や保険事故といった補償内容や商品の概要を確認する場合は、概要説明資料や重要事項説明書をご確認ください。

I. メンテナンス工事のポイント

1. 延長保証保険の目的

①	延長保証保険は、建物の外装部分を良好な状態で維持するために定期的に必要となるメンテナンス工事に構造・防水性能に関する長期保証という付加価値をプラスすることを目的とした保険商品です。
②	このコースは、新築から10年経過時の初回のメンテナンスや、その後の定期的なメンテナンスに活用できます。
③	利用にあたっては、築年数や使用している部材、仕上げ材の耐用年数に応じた工事の実施が必要です。詳細は、メンテナンス工事実施基準をご参照ください。
④	メンテナンスレスでの保険利用や検査コースの利用により、初期15年保証や20年保証の構築も可能です。その後のメンテナンスの実施周期も、使用する塗料により15年周期や20年周期とすることも可能です。

2. 保険の利用にあたり必要となる工事

(1) 新築後最初の引渡から15年以内

推奨工事

建物を良好な状態で維持していくためには定期的なメンテナンスが不可欠ですが、次の事情も踏まえ、築15年以内の時期は推奨工事の設定に留め、実施する工事は住宅事業者の判断に任せています。

- 10年目ではメンテナンスが不要な外装材や仕上げ材(塗料)も市場に流通していること
- 全ての住宅で、仕上げ材や外部シーリングの耐用年数の経過が雨漏れに直結する訳ではないこと
- 初回のメンテナンスの実施時期については、住宅事業者により様々な考え方があること

1. 「結果的に実施する工事が無い場合」や「初回のメンテナンスの実施時期を20年目に」と考えている場合は、メンテナンスレスでの利用も可能です。
2. この保険では、防蟻工事はメンテナンスとして扱わないため、工事としての申告は不要です。結果的に実施するメンテナンスが防蟻工事のみとなる場合は、メンテナンスレスで保険を利用してください。

推奨工事

一般的に使用されている仕上げ材やシーリング材の耐用年数を踏まえて次の工事を推奨工事として設定しています。

外部シーリング	外部シーリングの再施工	増打ち・打替えを問わない。
外壁	外壁材の再塗装	
屋根	屋根材の再塗装	
バルコニー	防水材の再施工	カバー工法を含む。防水材の状態が良好と判断する場合はトップコートの再施工でも可

補足

経年劣化による雨漏れは保険の対象となりません。端部の防水措置をシーリング材に依存しているような住宅は、経年劣化が雨漏れに直結するリスクがあるため留意が必要です。

現況確認での確認内容とメンテナンス工事の内容

保険の加入手続きで住宅事業者が行う建物の現況確認やハウスマンが行う現場検査では、補修が必要となるような顕在化している事象がないか確認するために行うもので、経年劣化の状況を確認するものではありません。

現況確認の結果、基礎に規定値以上のひび割れが発見された場合は、メンテナンスの際にひび割れを解消するためのVカット等の処置を講じる必要があります。

(2) 新築後最初の引渡から 15 年以降

必須工事

築 15 年以内の期間は推奨工事に留めていますが、美観的な意味合いを含め、建物の外装部分を良好な状態で維持していくというメンテナンスの目的を踏まえ、築 15 年経過後は保険利用時の必須工事を設定しています。

通常の必須工事

外壁や屋根の塗膜防水、外部シーリングやバルコニーの防水層の再施工を必須工事として設定しています。

外部シーリング	シーリング材の再施工	増打ち・打替えを問わない。
外壁	外壁材の再塗装	
屋根	屋根材の再塗装(軒裏を含む)	
バルコニー	防水材の再施工	カバー工法を含む。防水材の状態が良好と判断する場合はトップコートの再施工でも可

備考

- ・上記の工事よりも上位の工事を前倒しで行うことも可能です。
- ・上記はメンテナンスの内容を制限するためのものではないので、そのほか、棟板金のメンテナンスや瓦の浮きやずれの修正、パラペットの笠木の交換、バルコニーのドレンまわりの補修等。保険利用時の築年数や建物のコンディションに応じて 10 年保証を提供するために必要と住宅事業者が判断するメンテナンスを行ってください。
- ・バルコニーにタイルや保護モルタルを施工しており、直接紫外線に触れない状況となっている場合は、劣化状況を判断してメンテナンスの可否を判断してください。

必須工事の例外

次のような場合は、使用している製品と築年数や前回のメンテナンスからの経過年数に応じた工事を行うことで構いません。

- ・ガルバリウム鋼板等の金属系サイディングや和瓦といったメンテナンスフリーの部材を使用している場合
- ・外壁をタイル仕上げとしており、メンテナンス方法が異なる場合
- ・前回のメンテナンスで高耐久な塗料を使用しており、実施時期が到来していない場合

結果的に実施する工事が無い場合は、メンテナンスレスでの利用も可能です。ただし、メンテナンスレスでの連続利用はできません。

定期的に必要な工事

外装材の耐用年数が経過するタイミングで防水層の新設を含む外装材の再施工が必要となります。以降指定する周期を経過することに同様の工事が必要となります。

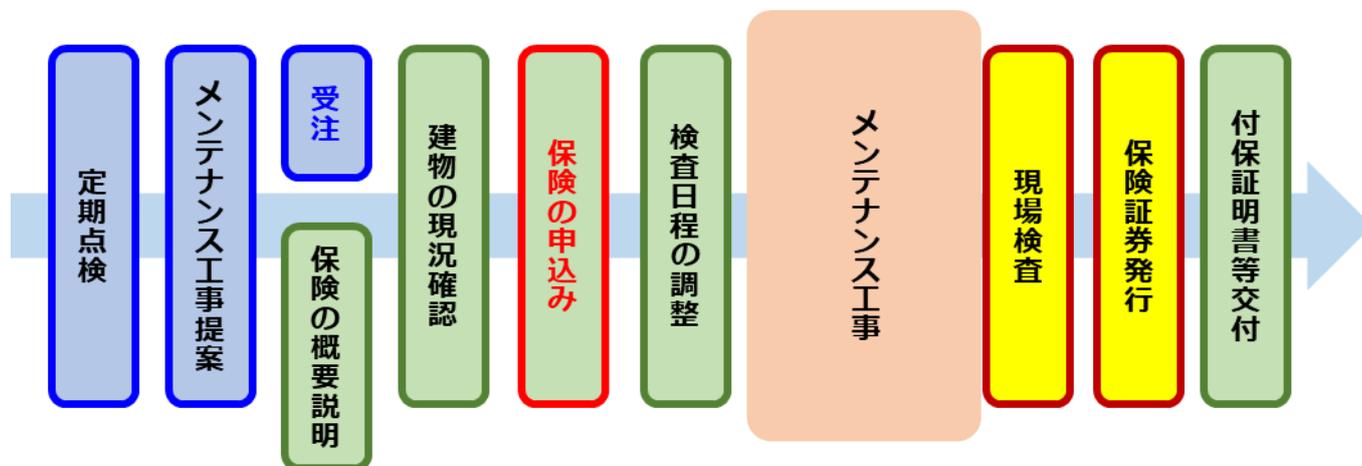
外壁	サイディング・モルタル	35 年周期	防水紙の新設を含む外壁材の再施工	カバー工法を含む
	A L C パネル	55 年周期	A L C パネルの交換	
屋根	勾配屋根	35 年周期	下葺き材の新設を含む屋根材の再施工	カバー工法を含む

> [延長保証保険 点検ガイドライン・メンテナンス工事実施基準はこちらから確認できます。](#)

II. 延長保証業務と申込手続きの流れ

1. 手続きの流れ

延長保証業務と申込手続きの流れは次のとおりです。



①	定期点検の実施 (10年点検)	各社の基準に従い 建物の点検 を行います。	
②	メンテナンスの提案	10年保証付きのメンテナンスを提案 します。	
③	メンテナンスの受注 (延長保証の概要説明)	概要説明書を手渡し、概要説明動画を使用して、 住宅所有者に保証の概要説明 を行います。	説明後、「契約内容確認シート」にサインを してもらってください。概要説明書は電子デ ータで提供することでも構いません。
④	現況確認の実施	「現況確認マニュアル」に従って 建物の現況確認 を 行い、「実施報告書」を作成します。	建物の現況確認は、①の「定期点検」のタ イミングで行う方法もあります。
⑤	保険の申込み	工程が確定し、検査希望日が決まったタイミングで ポータルサイトから行います。 ⇒具体的な申込手続きは Ⅶを参照 してください。	申込みは、着工後となっても構いません。検 査の日程調整がスムーズにいこう、検査 希望日確定後の申込みをお願いします。
⑥	検査の日程調整	申込みの受理後、アサインされた現場検査員と現場 検査の日程の調整を行います。	検査員からFAXで「検査員決定通知」が 送付された場合は通知書を使用して希望 日の連絡を行ってください。
⑦	メンテナンスの実施	メンテナンスを実施 します。	
⑧	現場検査の実施	工事完了後に現場検査 を行います。	・足場の撤去の前後を問いません。 ・検査特例を利用しない場合は、検査実施 時に、建物内に立ち入る必要があります。
⑨	保険証券の発行	現場検査に適合後に、保険証券と付保証明書を発 行します。	与信基準を満たさない場合は、保険証券は 保険料入金後の発行となります。
⑩	付保証明書等の提供	書類情報から「住宅瑕疵に関する保証書」と「付保 証明書」をダウンロードして住宅所有者に手渡し ます。	各書類は、電子ファイルで提供することも可 能です。

2. 概要説明動画の活用

住宅所有者への、延長保証の概要と保険の内容のうち、住宅所有者に関わる部分の説明は、**ハウズジーマンのホームページで公開している説明動画を活用**できます。動画には**概要説明書右上の二次元バーコードから直接アクセス**できます。

右上の二次元バーコードをスマートフォンやタブレットで読み込んで、説明動画を再生できます。

読み込み

概要説明動画の再生

> [概要説明書はこちらから確認できます。](#)

**概要説明動画は
こちらから確認できます**

3. 現場検査の一部省略

ハウズジーマンが工事完了後に行う検査では、**建物の現況とメンテナンスの施工状況の確認**を行います。建物の現況確認部分は、Ⅲで説明する住宅事業者が建物の現況確認と同じ内容のため、**その部分の確認を省略できる取扱い**があります。

検査特例を利用しない場合	施工状況と建物の現況の両方を確認するため、 建物内に立ち入った検査が必須 です。各点検口からの確認も 再度必要 になります。
検査特例を利用する場合	施工状況の確認だけ行うため、 検査負担を軽減 できます。 バルコニーの防水工事がない場合やバルコニーの確認を写真確認にする場合など、 工事内容や検査対応によっては建物内に立ち入らずに検査を実施 できます。

この取扱いの適用を受けられるのは**次のいずれかに該当する場合**です。なお、**A②とB①の取扱いの適用を受けるためには、事前の申請が必要**です。**A①以外の場合は、現況確認の実施者の資格を問いません。**

A	現況確認を いずれかの者が実施	①	既存住宅状況調査技術者の有資格者
		②	住宅事業者の委託を受けたハウズジーマンの受託検査機関や登録検査会社 > 検査特例の適用を受けるための申請書は、こちらから確認できます。
B	住宅事業者が いずれかに該当	①	現況確認マニュアルと同等以上の内容で自社の点検基準を定めている。 > 検査特例の適用を受けるための申請書は、こちらから確認できます。
		②	ハウズジーマンの受託検査機関や登録検査会社である。

注意 検査特例を利用することで検査負担を大幅に軽減でき、手続きをスムーズに進められるため、**検査特例の利用を、特に現況確認の実施者を問わない B①の検査特例の利用を推奨**しています。

Ⅲ. 住宅事業者が行う建物の現況確認

住宅事業者が外装リフォームの着工前に実施する建物の現況確認の基本的なルールは次のとおりです。

1. 現況確認の基本的なルールと主な確認内容

基本的なルール	
マニュアル	「延長保証保険 現況確認マニュアル」に従って実施します。
基本的なルール (共通)	足場や屋根に登らずに建物の外周部やバルコニー・共用廊下から見える範囲で、補修が必要になるような顕在化した事象が生じていないかどうか確認することを基本とします。 ハウズジーメンによる現況確認の確認内容のルール付けは、住宅事業者がハウズジーメンの現況確認マニュアル以上の内容の確認を実施することを妨げるものではありません。
測定機器による確認	床の傾斜と基礎のひび割れの幅は、デジタル水平器等とクラックスケールで確認します。
事象が見つかった場合の対応	事象が発見された場合はその部分の補修が必要です。例外として、シーリングに「切れ」や「欠け」が確認された場合は、補修を事象が発見された壁面の全体の補修が必要です。
共同住宅の住戸内の確認	住戸内に立ち入ったの確認は行わず、住戸内に雨漏れ等の不具合事象が発生していないか、住宅所有者や管理組合、管理会社等にヒアリングして確認します。

戸建住宅の主な確認内容				
建物外部	基礎外部	コンクリートのひび割れや欠け	・建物の外周をぐるっと回りながら、大きなクラックが無い確認 ・外壁はバルコニーから見える部分も確認 ・基礎にクラックが見つかった場合は幅を計測	
	外壁	貫通するひび割れやジョイントを跨ぐひび割れ	・基礎にクラックが見つかった場合は幅を計測	
	外部シーリング	シーリング材の切れや欠け、ひび割れ、肉やせ	建物の外周をぐるっと回りながら確認。バルコニーから見える部分も確認	
	軒裏	雨染み	軒がある場合に、外周部やバルコニーから確認	
	勾配屋根	屋根材のひび割れや欠け、ズレ	外周部やバルコニーから見える範囲を確認	
	バルコニー・屋上	防水材の欠けや剥がれ	バルコニーや屋上に立ち入って確認	
建物内部	一般	床	6/1000(0.6%)以上の傾斜	デジタル水平器で各階1箇所を3方向で測定
		内壁、天井	雨染み	目視で建物全体を確認
	点検口	床下	床組・土台のひび割れや蟻害や腐朽	各点検口から覗き込んで確認
		小屋裏	小屋組や野地板の雨染み	

> 現況確認の詳細については、「現況確認マニュアル」で確認してください。

> 「現況結果 実施報告書」は、こちらからダウンロードできます。

2. 現況確認 実施報告書 作成のポイント

ハウスメーカー 現況確認 実施報告書(木造・鉄骨造) 延長保証保険

① 住宅物件名 **〇〇様邸10年延長メンテナンス工事**

実施者氏名 **検査 太郎** 確認実施日(西暦) **2023 年 11 月 10 日**

確認結果の記入方法
 不具合事象が確認された項目
 バルコニーがない建物など、確認の対象がない場合や無しとされていない項目
 不具合事象が確認された項目

確認の対象	主な確認項目	確認結果
基礎外部	6/1000以上の傾斜(200mm以上の高さのひたし)に認められる傾斜(土留りや基礎のひたし)の発生	○
基礎	外壁材を露出する、またはシロアリ被害(0/1000)部分がある	○
外部シーリング(切欠・欠け)	シーリング材を露出する恐れあり ※メンテナンスコースが有効でこの事象が確認された場合は国家全体の保証工事が必要です。	○
外部シーリング(0/1000)	シーリング材0/1000のひたし発生 ※この事象が確認された場合は、その部分に打ち直し、打替え等の処置が必要です。	○
勾配屋根	屋根材のひたし発生(部分発生は許容範囲内)	○
軒裏	発生あり	○
バルコニー(目録無し)	床のひたし発生(部分発生は許容範囲内)	○
床(傾斜)	この項目は判定欄のほかに、傾斜の最大値と、最大値を測定した場所の入力が必要です 6/1000以上の傾斜 傾斜の最大値(0)/1000・計測場所(1)階 LDK	○
床(傾斜)	下地材で確認するひたし(部分発生は許容範囲内)	○
内装・天井	下地材で確認するひたし(部分発生は許容範囲内)	○
床下点検口	床下の腐食や腐朽、腐食 構造耐力性能に劣化の恐れがあるレベルの土留りや基礎のひたし(部分発生は許容範囲内)	○
天井点検口	床下の腐食や腐朽、腐食 構造耐力性能に劣化の恐れがあるレベルの土留りや基礎のひたし(部分発生は許容範囲内)	○
柱・梁	腐食や腐朽、腐食 ※この項目は判定欄のほかに、腐食の最大値と、最大値を測定した場所の入力が必要です ※腐食の最大値は、腐食の深さを測定した場所の入力が必要です	○
壁・窓枠	腐食や腐朽、腐食 ※この項目は判定欄のほかに、腐食の最大値と、最大値を測定した場所の入力が必要です ※腐食の最大値は、腐食の深さを測定した場所の入力が必要です	○

②

③

IP230613-197(1)

① 物件の名称に加えて、現況確認の実施者と実施日を記載します。

② 建物外部からの確認する項目の結果を記載します。
事象が発見されなかった場合や該当部位がない場合は「○」を、事象が発見された場合は「×」を選択してください。

③ 建物内部から確認する項目の結果を記載します。チェックのルールは②と同様です。
床については、測定した中で1番傾斜が大きかった箇所の傾斜と測定した居室を記載します。

<この項目は判定欄のほか、傾斜の最大値と、最大値を測定した場所の入力が必要です>
6/1000以上の傾斜 傾斜の最大値(**0**)/1000・計測場所(**1**)階 **LDK**

(注) 床の傾斜の記入が漏れるケースが多くなっていますので、作成時には注意をお願いします。

住宅物件名 **〇〇様邸10年延長メンテナンス工事**

①

No.	撮影箇所	写真帳票	【撮影: 必須項目】
1	全景		
2	小屋裏 (小屋裏がある場合)		
3	床下 (床下空間がある場合)		

IP230613-197(1)

① 現況確認の実施時に以下の箇所の写真を撮影し、実施報告書の写真帳票に貼付します。

- 建物の全景
- 小屋裏(小屋裏がある場合)
- 床下(床下にスペースがある場合)
- 外部シーリング(露出しているシーリングがある場合)
- 居室内観(どこか1居室を撮影)
- バルコニー防水層(ある場合)
- バルコニードレイン(ある場合)
- 屋上 防水層(ある場合)
- 屋上 ドレイン(ある場合)
- 指摘箇所 (ある場合)

写真を実施報告書に貼付する際には縦横比率を変更しないでください。

IV. 申込時の提出書類

1. 共通の提出書類

現地案内図	建物の所在地と周辺地図が確認できるもの
平面図と立面図	新築時に作成した平面図と立面図に工事内容と対象を記載(手書き可)したもの 立面図がない場合は、建物の外観を複数方向から撮影した写真でも構いません
契約内容確認シート(指定書式)	概要説明を行い、住宅所有者のサインを取得したもの
現況確認 実施報告書(指定書式)	現況確認の結果を記載して写真を添付したもの 現況確認の有効期間は通常 1 年間ですが、メンテナンスレスでの利用時で検査特例を適用する場合は 3ヶ月です。
10年満了日が確認できる書類	建物の種別に応じたもの

10年満了日が確認できる書類	
共通	建物の登記簿謄本(全部事項証明書)(取得時期は問いません)
	新築時の引渡日が確認できる住宅事業者等が作成した書類
	新築瑕疵保険の保険証券等の書類
2回目の延長保証からの保険利用時の追加書類	初回の延長保証の満了日が確認できる保証書等の資料

増改築リフォーム保険から続けて延長保証保険を利用する場合の10年満了日が確認できる書類	
共通	増改築リフォーム保険の保険証券等の書類

2. 利用条件によって追加提出が必要な書類

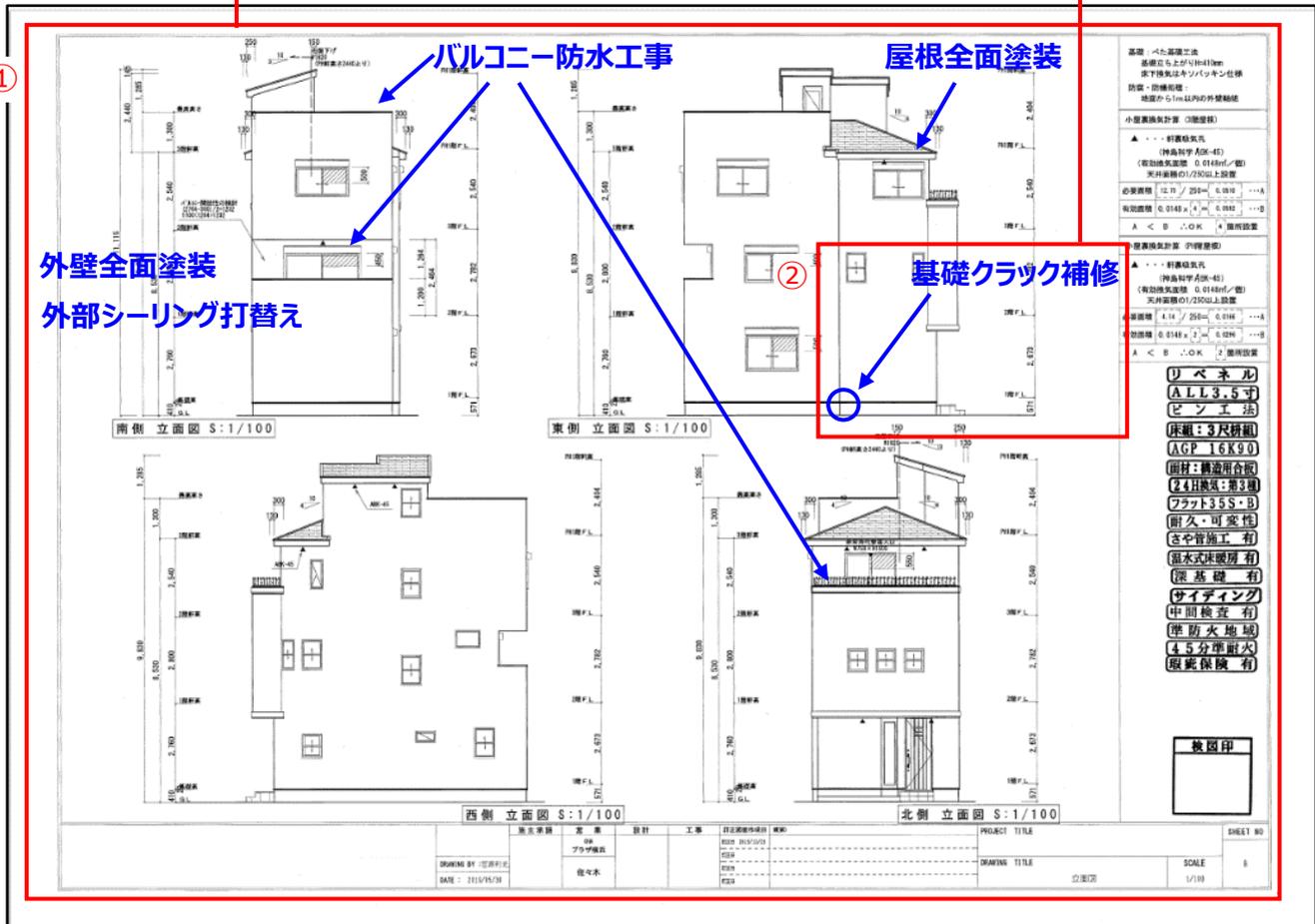
状況調査技術者の検査特例を利用	当該資格の資格者証	現況確認を実施した方のもの
性能評価付き住宅に該当	建設住宅性能評価書	新築時に取得したもの
長期優良住宅に該当	長期優良住宅の認定通知書	新築時に取得したもの
準築浅住宅に該当	前回のメンテナンスの実施が確認できる資料	工事の実施が確認できる資料であれば、顧客管理システムのハードコピーでもOK
その他リフォーム危険補償OPを利用	請負契約書類	請負契約書や注文書と注文請書のセット

V. 提出書類の記入例と保証書の取扱いについて

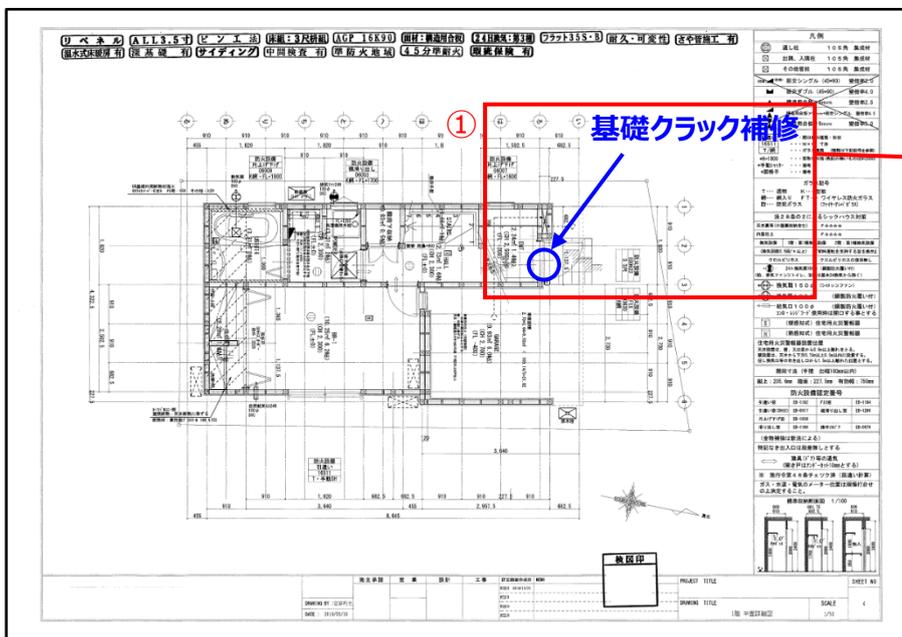
1. 立面図

① 実施する工事とその対象部分を記載してください。
(手書きでも構いません)

② 基礎のクラックの補修など、現況確認で発見された事象をメンテナンス
で補修する場合は、具体的な補修箇所を記載してください



2. 平面図



① 通常は、立面図に記載するだけで工事を網羅できますが、平面図に記載した方が分かりやすい場合は、工事内容を平面図に記載してください。

3. 契約内容確認シート（住宅所有者からサインを取り付ける書類）

◆住宅事業者の皆様へ◆
 本紙は、瑕疵保証の提供を受ける住宅の買主や注文者に保証と保険の概要説明を受けたことを確認いただくためのものです。確認いただく事項の証明を受ける保険に加入することを確認し、以下のとおり記入してください。

加入する 既存住宅瑕疵保険	確認いただく概要説明の対象者
延長保証保険	住宅所有者
既存住宅かし保険(個人売買)・既存住宅かし保険(宅建業者販売)	住宅の買主
リフォームかし保険/大規模修繕かし保険	工事の注文者

(注) 延長保証保険の対象が区分所有される共同住宅(分譲マンション)の場合は、管理組合が様々な住戸の所有者を代表して保証の提供を受けるため、確認いただく概要説明の対象者は管理組合となります。

株式会社ハウスジーン
 既存住宅向け瑕疵保険共通

契約内容確認シート

本紙は、瑕疵保証の提供を受ける方が、住宅事業者から瑕疵保証の概要と、瑕疵保証の提供にあたり加入する保険の内容のうち開示のある事項の確認を受けたことを確認するためのものです。

確認ポイント	
1	保証事故の内容と主な免責事由
2	保証限度額と保証期間
3	保証事故の発生時に被保険者である住宅事業者が倒産している場合は、ハウスジーンに保険金を請求できること
4	住宅事業者との間で保額に関するトラブルが発生した場合に、住宅紛争審査会による裁判外の紛争解決手続きを利用できること
5	事故が発生した場合における写真の取扱い

確認者 名称の印字がある場合は捺印を、印字がない場合は署名をお願いします。

上記の確認ポイントを含めて保証と保険の概要を確認しました。

20 年 月 日

住所 _____

お名前 _____

▼概要説明動画にアクセスできます

AP250310-487(5)

① 概要説明書を使用して、住宅所有者に延長保証の概要説明を行い、確認ポイントを確認してもらいます。

② 住宅所有者にサインをしてもらいます。

概要説明には、概要説明動画を利用できます。概要説明動画は、概要説明書の右上の二次元バーコードを読み込んで再生できます。
 (詳細は II 2 を参照してください)

> 概要説明書は、こちらからダウンロードできます。
 > 契約内容確認シートは、こちらからダウンロードできます。

4. 住宅の瑕疵に関する保証書（住宅事業者から住宅所有者へ渡す書類）

住宅瑕疵延長保証(保険用)(共通)

住宅の瑕疵に関する保証書

①	住宅所有者(甲) 氏名または名称	ジーン 太郎
	住宅の所在地	東京都港区新橋5-5-5
	保証内容	乙は、保証期間中に住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して、次の事由が生じた場合に修繕等を行います。保証は、民法第415条、第542条、第562条もしくは第563条(これらの規定を同法第559条において準用する場合を含む。)に規定する担保の責任と同等の責任の範囲に限り、(1) 構造耐力上主要な部分の基本的な耐力性能を測らない場合(2) 瑕疵の発生原因とする部分の基本的な性能を測らない場合(注1) (注2)以外の事由に対する保証の取扱いについて 保証契約にその他リフォーム危険の担保に関する特約を付した場合は、保証内容(丁)工事の目的物の瑕疵に起因して、工事の目的物が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合」を追加します。以下、本保証書ではこの事由を「その他リフォーム危険」といいます。(注2) 建築事故に対する保証の取扱いについて 保証契約に建築工事の瑕疵に起因する事故の担保に関する特約を付した場合は、建築工事の目的物に引き継がれず、発生しなかった建築事故の性能を測らない場合を保証内容に追加します。(注3) タイル剥離事故に対する保証の取扱いについて 保証契約にタイル剥離事故の担保に関する特約を付した場合は、工事の目的物であるタイルに剥離が生じた場合を保証内容に追加します。(注4) 不担保特約を付した場合は保証の取扱いについて 保証契約に不担保特約が性能を測る事由の不担保に関する特約を付した場合は(1)の事由を、排水性能に関わる事由の不担保に関する特約を付した場合は(注2)の事由を、それぞれ保証内容に含めません。
	保証期間開始前の特約	次の保証特約等(以下「前契約」といいます)の対象である住宅に本保証を提供する場合において、前契約の保証期間内に保証事故が発生し、前契約でメンテナンス工事や外装リフォームの瑕疵に起因して生じたことによる免責となった場合は、保証期間の開始前ですが、本保証の対象として扱います。(1) 住宅瑕疵担保責任保証契約の特約(2) 保証期間の開始日の前日に瑕疵発生を目的とする住宅瑕疵延長保証(保証契約)が締結されたことによる免責(注) 前契約に、保証契約に次の特約を付した場合は、保証期間の開始後であっても、前契約の保証期間内に保証事故が発生し、その免責対象となる場合は、その事故を本保証の対象として扱いません。(注2)(注3)は工事を行った場合に限り、(1)その他リフォーム危険の担保に関する特約(2)建築工事の瑕疵に起因する事故の担保に関する特約(3)タイル剥離事故の担保に関する特約
	保証期間	付保証申請に記載された保証期間に同じ。ただし、その他リフォーム危険の担保に関する特約を付した場合は、その他リフォーム危険に対する保証は付保証申請書に記載されたその他リフォーム危険の担保に関する特約に係る保証責任期間終了日までとなります。
	保証の範囲等	支払事由として保証金の支払の対象となる修繕の範囲

(注) 対象住宅から売却等により譲渡を受けた者に対しては本保証は引継がれません。

20 25 年 4 月 11 日

保証者(乙)

住所	東京都港区新橋1-2-3
商号または名称	株式会社新橋工務店

AP250404-439(9)

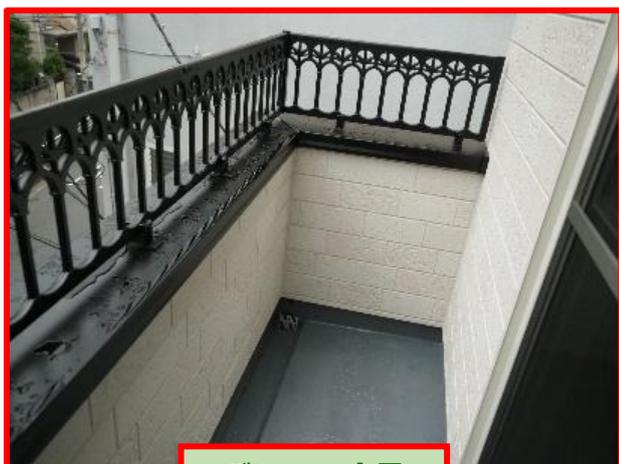
① 住宅所有者の氏名と住宅の所在地を記載します。

② 作成年月日と住宅事業者の住所・社名を記入して必要な場合は記名押印をします。

保証書は、受理時に上記の内容が反映されたものをハウスジーンで作成し、「書類情報」にアップロードするので、日付を記載して原本を住宅所有者へ渡してください。(必要に応じて押印を行ってください)

押印をしたものを改めてハウスジーンに提出する必要はありません。

VI. 現場検査におけるバルコニーの確認について



バルコニー全景

できる限り防水材が広く写り込むように撮影



ドレン周囲

排水ドレンが写り込むように撮影

工事完了後の現場検査では、目視確認が原則ですが、「現場検査の一部を省略する場合で、事前にバルコニー等の施工状況写真を撮影している場合」は、確認を写真確認で済ませられます。

撮影する写真

- ・バルコニーと陸屋根の各 1 箇所について、全景とドレン周囲の各 1 枚です。
- ・提示する写真は、スマートフォンやデジカメの画面表示でも構いません。

point

この対応により、バルコニー等の確認のために、建物内への立ち入りが不要となるため、住宅所有者の立会が無くとも検査を受けられます。

現場検査における足場の取扱い

現場検査の実施時に検査立合者が足場からバルコニー等の写真を撮影することは問題ありませんが、安全上の理由から、検査員が足場から確認を行うことは禁止しています。

point

リモート検査では、現地対応をする方が足場からバルコニーを撮影して確認することは、OKとしています。

VII. web申込みの手続きの流れ

1. 新規に物件を作成して保険を申し込む場合

<ポータルサイトへのログイン>

ハウスジーンホームページ上部の「web 申込み」をクリックします。



ログインページが表示されるので、ログイン用の ID とパスワードを入力して「ログインボタン」をクリックします。利用規約の確認画面が表示されるので、続けて「上記の内容に同意するボタン」をクリックします。

ログインページはここからアクセスできます>

<https://www.house-gmen.net/portal/login.aspx>

<保険を申し込む物件の作成>

ポータルサイトのトップメニューが表示されるので、「新規物件登録ボタン」をクリックして保険を申し込む住宅（物件）を作成します。



「登録済み物件の検索・新規物件登録画面」が表示されますので、「新規物件登録ボタン」をクリックしてください。



物件情報の入力

確認申請書や契約書類を準備のうえ、各書類の記載に沿って入力を行ってください。
ポータルサイトで使用できる漢字はJIS規格(JIS X 0208)に該当する漢字に限られます。
該当しない漢字は文字化けするため、常用漢字やカタカナに変換します。

<物件登録時の注意事項等はここ>

■建物の種類
建物の種類を選択してください。

建物の種類 **必須**

戸建住宅 (非住宅建築物の場合は、用途や規模に関係なく戸建住宅を選択してください。)

共同住宅 (一括引渡し) (複合建築物の場合は、共同住宅を選択してください。)

共同住宅 (分譲)

※戸建住宅と共同住宅の選択を間違えた場合、申込みが無効となるのでご注意ください。

■所在地
物件の所在地を入力してください。新築申請を行う場合は確認申請書に記載する建築場所を入力してください。

郵便番号 - 住所検索

住所1 (都道府県) **必須** 未選択

住所2 (市町村) **必須**

住所3 (番地等) **必須**

■取得者等の氏名または名称
申し込む商品に応じて、物件の取得者(発注者・買主)や所有者、工事の発注者を入力してください。
**新築住宅かし保険で販売物件の場合や既存住宅かし保険(宅建業者販売)の申込みを行う場合、
その他の商品で住宅取得者が物件登録時点で未定の場合は、この項目の入力は不要です。**

取得者等が個人の場合
取得者等の氏名を入力してください。(取得者等が複数いる場合は、その全員を入力してください。)

1人目	氏名	姓	名
	氏名(カナ)	姓	名
2人目	氏名	姓	名
	氏名(カナ)	姓	名
3人目	氏名	姓	名
	氏名(カナ)	姓	名

入力できる文字数は、取得者等が1名で49文字まで、2名で47文字まで、3名で45文字までとなります。

取得者等が法人や個人事業主の場合
取得者等の番号または名称を入力してください。(代表者等の入力は不要です。)

商号または名称

■物件や工事の名称
物件や工事の名称を入力してください。

物件や工事の名称 **必須**

「半月ガスマンヤ」などの半月記号は、システムトラブルの原因となるため使用しないでください。

「物件情報の登録画面」が表示されるので、**保険を申し込む物件の基本的な情報を入力**してください。

建物の種類を選択します。戸建住宅の場合は「戸建住宅」を、長屋や共同住宅の場合は「共同住宅(一括引渡し)」を選択します。

完全分離型の二世帯住宅は、長屋扱いとなります

物件所在地の郵便番号と住所を入力します。

住宅所有者の氏名を入力します。フリガナの入力は任意です。法人の場合は、法人名称の欄に**法人名**を入力してください。

メンテナンス工事の名称を入力します。

情報の入力が完了したら、画面下にある「**確認画面へボタン**」をクリックしてください。

物件情報の登録確認

■建物の種類
建物の種類 戸建住宅

■所在地
郵便番号 213-0033
住所1 (都道府県) 神奈川県
住所2 (市町村) 川崎市高津区下作延
住所3 (番地等) 5-5-5

■取得者等の氏名または名称
 取得者等が個人の場合

1人目	氏名	黒田 官兵衛
	氏名(カナ)	
2人目	氏名	
	氏名(カナ)	
3人目	氏名	
	氏名(カナ)	

取得者等が法人や個人事業主の場合
商号または名称

■物件や工事の名称
物件や工事の名称 黒田官兵衛様邸メンテナンス工事

「物件情報の登録確認画面」が表示されるので、入力した内容を確認し、間違いがない場合は、**画面下にある「登録するボタン」**をクリックして物件を登録してください。

<保険の申込み>

「**申し込む商品を選択する画面**」が表示されるので、「**既存かし保険の申込みボタン**」をクリックしてください。

商品選択画面

物件ID：202511443567で物件登録が完了しました。
 続けて商品をお申し込みの場合は該当の商品をクリックして申込みを行ってください。

新築住宅かし保険の申込み

地盤保証制度（取次）の申込み

既存かし保険の申込み

住宅履歴構築サービスの申込み

非住宅建築物瑕疵保証の申込み

フラット35住宅適合証明検査（新築）の申込み

フラット35住宅適合証明検査（中古）の申込み

新築 住宅設備保証サービスの申込み

設計評価の申込み

「**取次店および商品選択画面**」が表示されるので、**取次店**の選択欄で取次店を選択し、お申し込み商品の選択欄で、「**延長保証保険 メンテナンスコース**」を選択して、「**次へボタン**」をクリックしてください。

取次がなく、ハウスジューメン直扱いとする場合は、「**MT9999990000/直扱い**」のまま変更は不要です。

株式会社 ハウスジューメン

トップメニュー | 既存かし保険 | ログアウト

株式会社 ノーブルホーム 専でログイン中

ハウスジューメンからのお知らせ

2024/02/28 【既存かし保険】web申込みシステム リニューアルとトピックス掲載機能追加のご案内 ⇒リニューアルの概要はこちらから確認できます

2024/01/31 【既存住宅かし保険】2024年冬の商品改定のご案内 ⇒改定の概要はこちらから確認できます

2023/12/19 【延長保証保険】点検ガイドライン リニューアルのご案内 ⇒リニューアルの概要はこちらから確認できます

2023/09/30 【既存住宅かし保険】2023年秋の商品改定のご案内 ⇒改定の概要はこちらから確認できます

既存かし保険

取次店および商品選択

WEB申込みマニュアル

取次店の選択

MT9999990000 / 直扱い

お申し込み商品の選択

(商品を選択してください)

買取内商業用途の既存かし保険「宅建業者販売」を利用するには、宅建業者としての事業者登録が必要です。
 商品のリストに表示されない場合は、事業者登録の状況を確認いただき、商品の選択ミスが原因かどうかお問い合わせください。
 (以上)上記の事業者登録は、販売契約・保険を利用するための登録とは別にお申し込みが必要となりますのでご注意ください。

事業者登録に必要な登録情報については、下記よりご確認ください。

確認はこちら

戻る 次へ

「**申込画面**」が表示されるので、**[手順1]**で**申込担当者**と**検査希望日**等の情報を入力します。

申込情報入力

物件情報

商品

延長保証保険 メンテナンスコース

住宅（物件）名と住宅（物件）住所を確認した上で、変更がある場合は修正し、手順1に進んでください。

住宅物件ID

202511443567

住宅（物件）名

豊田西兵衛建設メンテナンス工事

郵便番号

2130033

住宅（物件）住所

神奈川県 川崎市高津区下町5-5-5

「**住宅の名称と住所の確認欄**」に物件登録時の登録情報が表示されるので、**確認のうえ、新築時の物件をそのまま使用している場合など、変更の必要がある場合は変更**してください。

[手順1]申込担当者 & 検査窓口、検査希望日の入力

■申込担当者

申込担当者の情報を入力してください。
 担当者以外の方に手続の進捗案内のメールを配信したい場合は、追加でメールアドレスを登録できます。

氏名

申込担当者の氏名を入力してください

所属

申込担当者の所属を入力してください

TEL

03-1234-5678

FAX

03-1234-5678

メールアドレス

申込担当者のメールアドレスを入力してください (必須)

追加メールアドレス1

申込担当者以外の方に進捗案内のメールを配信する場合の入力してください

追加メールアドレス2

申込担当者以外の方に進捗案内のメールを配信する場合の入力してください

追加メールアドレス3

申込担当者以外の方に進捗案内のメールを配信する場合の入力してください

「**申込担当者の申告欄**」に、**申込担当者の方の氏名と所属、連絡先**を入力します。

社内等で情報共有のため、**申込担当者の方以外にも進捗等の案内メールを送信したい場合は、3つまで追加登録が可能です。**

検査窓口は申込担当者と同じ

検査窓口となる方の氏名を入力してください

検査窓口となる方の所属を入力してください

TEL (マイフン有り) 03-1234-5378 外出時にも繋がるよう携帯電話等の入力をお願いします。

FAX (マイフン有り) 03-1234-5678

メールアドレス 検査窓口となる方のメールアドレスを入力してください

■検査希望日

ハウズジメンが最初に行う現場検査（リモート検査含む）の希望日を入力してください。
※状況によりご希望に添えず、調整が必要となることがありますので、ご承知おさください。
指定の希望日がない場合は、目安の日付を入力してください。

検査希望日

現場検査を省略する（延長保証保険の検査コースの場合のみ選択してください）

検査希望日がある場合

申込日から7日以前の日付は入力できません。

おおよその検査時期を希望する場合

「検査窓口の申告欄」に、検査窓口の方の氏名と所属、連絡先を入力します。

申込担当者が検査窓口となる場合は、「検査窓口は申込担当者と同じ」にチェックを入れてください。

「検査希望日の申告欄」に、検査希望日を入力します。

おおよその時期のみ決まっている場合は、「おおよその検査時期を希望する場合」にチェックを付けて、月と「上旬・中旬・下旬」を選択してください。

■ハウズジメンに対する連絡事項

検査希望日が複数日ある場合や時間の希望、その他ハウズジメンに対する連絡事項がある場合は入力してください。

ハウズジメンに、申込みに関して伝えておきたい事項がある場合は、「ハウズジメンの連絡事項の申告欄」に、その内容を入力します。

検査希望の具体的な時間がある場合は、ここで、「午後2時希望」のように入力してください。

[手順2]右のボタンから申込書を取得

物件情報等が記入されていますので、右のボタンをクリックして申込書を取得してください。右のボタンから取得していない申込書は、使用できません。申込内容を記入後、[手順3]からご提出ください。

申込フォーム取得ボタン

[手順3]記入済申込書の提出

ご記入いただいた申込書をご提出ください。画面操作しない時間が60分を超えるとタイムアウトになります。申込書は、60分以内にアップロードをお願いします。

ファイルを選択 選択されていません

[手順4]書類の提出

右のボタンをクリックすると書類アップロード画面が、別画面で開きますので、提出書類をアップロードしてください。アップロードが完了しましたら、[手順5]申込完了ボタンを押して申込を完了させる へ進んでください。

書類提出ボタン

ボタンが反応しない場合の注意点

<申込用エクセルファイルの入力と提出>

[手順2]にある「申込フォーム取得ボタン」をクリックして、申込用のエクセルファイルをダウンロードしてください。

ダウンロードしたエクセルファイルを開いて、建物の情報や、保険の契約条件、実施するメンテナンス工事の入力を行います。

保護ビュー

編集を有効にする(E)

商品 延長保証保険 メンテナンスコース 住所(住棟)の名称 新橋太郎様邸 新築工事

■申込者(被保険者)および申込担当者

申込日	2024年4月8日
商号または名称	株式会社 ハウズジメン
取次店名	直扱い

■検査窓口

検査窓口	所属	
	氏名	
	TEL	
	FAX	
	メール	
検査希望日	2024/04/26	

エクセルファイルを開くと、画面上部に「保護ビュー」の注意文言が表示されるので、「編集を有効にする(E)」ボタンをクリックして、編集ができる状態にしてください。

建物の概要や保険の契約条件、実施するメンテナンス工事の内容といった申込時の入力事項を入力していきます。

項目名が黄色く塗りつぶされている項目が入力項目です。

■対象住宅の概要

延べ床面積 118.95 m² 住宅の階数 地上 2 階 地下 0 階

構造 木造 RC造 SRC造 鉄骨造 その他 ()

新築時に建設住宅性能評価書の交付か
長期優良住宅としての認定を受けていますか 受けている

保険証券に記載された保険の開始日か登記簿謄本に記載された所有権保存登記の受付年月日を選択してください。
⇒日付は、西暦か和暦(平成)をリストから選択してから入力してください。

新築時の引渡日または所有権保存の日付 平成 23 年 1 月 28 日 (築 #NAME? 年以上)

延床面積等の**建物の概要**を入力します。

延べ床面積を小数点第2位まで入力してください。

建物の構造を選択してください。

丸太組の建物は、木造にチェックを入れてください。

新築時に建設住宅性能評価が、長期優良住宅としての認定を受けている場合はチェックを入れてください。

新築時の引渡日は、提出する10年満了日を証する書類に応じた日付を入力してください。

新築瑕疵の保険証券	保険の開始日
登記簿謄本	所有権保存登記の登記日付
引渡証明書	記載されている引渡日



■保険の条件等

保険金額 1000 万円 2000万円または3000万円のオプション保険金額を選択する場合は、「1000」のセルをクリックして金額の変更をしてください。

転売特約の付帯 対象住宅の転売に係る特約を付帯する

補償オプション 塗膜補償オプションを利用する 塗膜補償の支払限度額 500 万円
 タイル剥落補償オプションを利用する タイル剥落補償の支払限度額 選択してください 万円
 その他リフォーム補償オプションを利用する

新築瑕疵保険に加入していますか 加入している

この保険と補償内容が重複する保険や保証はありますか ある

保険証券をweb証券とする場合を選択してください

保険証券の発行形態【オプション】 保険証券はweb上で発行し、紙の保険証券は発行しない

保険金額等の**保険の契約条件**を入力します

1000万円以外の保険金額を希望する場合は、変更してください。

転売特約を付帯する場合に、チェックを入れてください。

塗膜補償オプションを利用する場合に、チェックを入れてください。限度額は500万円以外の金額に変更できます。

タイル剥落補償オプションを利用する場合に、チェックのうえ、支払限度額を選択してください。

その他リフォーム危険補償オプションを利用する場合に、チェックを入れてください。

新築瑕疵保険に加入している場合に、チェックを入れてください。(ハウスメーカー以外の保険法人で加入している場合は、保険証券か付保証明書の提出が必要です)

通常は空欄でOKです。万が一延長保証保険と補償内容が重複する保証や保険がある場合にチェックを入れてください。

web証券を希望しない場合は、チェックを外してください。

デフォルトは、web証券となっています。



メンテナンスでの利用の場合は、ここでチェックを入れて申告してください。

メンテナンスレスで10年の延長保証とする場合を選択してください。

メンテナンスレスの申込み メンテナンスレスでメンテナンスコースを利用する

現場検査の取扱いに関する**情報**を入力します。

検査の一部省略を行う場合は、チェックを入れてください。

事前申請制の検査特例は、申請がされていない場合は表示されません。

■現場検査関係

現場検査の一部を省略する場合にチェックを入れてください。

現場検査の省略 状況調査技術者の検査を利用して現場検査の一部(現況検査部分)を省略する。
 上記以外の理由により、現場検査の一部(現況検査部分)を省略する

リモート検査を希望する場合はチェックしてください。

リモート検査 リモート検査を実施する

完了後検査をリモート検査とする場合に、チェックを入れてください。

この入力項目は、リモート検査の実施要件を満たしたうえで、リモート検査を実施する事業者として登録されている場合にだけ、表示されます。

■メンテナンス工事の概要	
1. 工事日程	
完了予定日	2025年4月12日
2. 実施する工事を全てチェックしてください (★の付く工事を行う場合は施工中の現場検査が必要です)	
勾配屋根	<input type="checkbox"/> 仕上げ材の塗装 <input type="checkbox"/> 仕上げ材のクラック補修 <input type="checkbox"/> 防水紙の張替え
外壁	<input type="checkbox"/> 仕上げ材の塗装(木部の防腐処理含む) <input type="checkbox"/> 仕上げ材のクラック補修 <input type="checkbox"/> ★防水紙の張替え (開口部の改修に伴い防水紙の一部を張り替えるものを含む)
シーリング	<input type="checkbox"/> 外部のシーリングの新設・増打ち・打替え
バルコニー	<input checked="" type="checkbox"/> バルコニーの防水層の改修(カバー工法を含む)・トップコートの再施工
陸屋根	<input type="checkbox"/> 陸屋根の防水層の改修(カバー工法を含む)
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 基礎のクラック補修 <input type="checkbox"/> 現況検査の指摘事項の是正工事
上記に該当しない工事を行う場合は、具体的な工事内容を記載して申告ください。実施する工事が防蟻だけの場合は、「■保険の条件等」の項目の「メンテナンスレスの申込み」を選択してください。	
上記以外の工事	

実施するメンテナンス工事を入力します。

工事の完了予定日を入力します。

「勾配屋根」、「外壁」、「外部シーリング」、「バルコニー」、「陸屋根(屋上)」、「その他の工事」ごとに、実施するメンテナンス工事にチェックを入れてください。

申告欄に記載のない工事を行う場合は、「上記外の工事欄」に実施する工事を具体的に入力してください。

メンテナンスレスでの利用の場合

メンテナンスレスでの利用の場合は、工事の概要の申告は不要です。築15年以降の申込みの場合は、工事を実施しない理由を申告してください。

防蟻工事の取扱い

メンテナンスとして扱わないため、併せて防蟻工事を行う場合も、上記以外の工事としての申告は不要です。

必須工事に該当する工事で、工事を行わない場合はその理由を記載して申告ください。	
工事を行わない理由	<input type="checkbox"/> 屋根材が瓦またはシングル材 <input type="checkbox"/> その他の理由 ()

築15年以降の申込みで必須工事を省略する場合は、その理由を申告してください。

[手順3] 記入済申込書の提出

ご記入いただいた申込書をご提出ください。画面操作しない時間が80分を超えるとタイムアウトになります。申込書は、60分以内にアップロードをお願いします。

ファイルを選択 選択されていません

工事内容の入力が完了したら、エクセルファイルを「名前を付けて保存」してください。

申込画面を再度表示して、[手順3]にある「ファイルを選択ボタン」をクリックして、保存したエクセルファイルをアップロードしてください。

アップロードを行う際の留意事項

申込用のエクセルファイルの使い回しはできません。申込手続きでダウンロードしたエクセルファイル以外はアップロードできないので、必ず取得したフォームを使用してください。

ファイルを選択 **【延長保...26359.xlsx】**

アップロード後

[手順4] 書類の提出

右のボタンをクリックすると書類アップロード画面が、別画面で開きますので、提出書類をアップロードしてください。アップロードが完了したら、[手順5] 申込完了ボタンを押して申込を完了させるへ進んでください。

書類提出ボタン ボタンが反応しない場合

<書類の提出>

[手順4] 書類にある「書類提出ボタン」をクリックしてください。

書類アップロード

住所: 20241520041 東京都荒川区西日暮里 1-1-1 住友不動産日暮里ビル

商品: 延長保証

[手順1] アップロードする文書種別を選択してください。 **必須**

文書種別を選択してください

[手順2] ファイルを選択またはドラッグアンドドロップで、アップロードするファイルを選択してください。

[手順3] 文書種別を選択してください

「書類アップロード画面」が画面内にポップアップで表示されるので、提出書類をアップロードして提出します。

書類アップロード

物件情報

住宅(物件)ID: 202211423757
住宅(物件)名: 新橋太郎様邸メンテナンス工事

商品: 延長保証保険

[手順1] アップロードする文書種別を選択してください。 **必須**

(文書種別を選択してください)

[手順2] ファイル選択またはドラッグアンドドロップで、アップロードするファイルを選択してください。

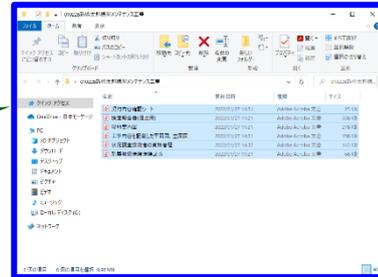
[手順1] 文書種別を選択してください

ここにファイルをドロップ
またはクリックして選択

※一度にアップロードできるファイルサイズは30MBまで
※0.1KB以下のファイルはアップロードから除外します
※ファイル名に「[!,:;?*<>+]」などの記号文字や半角スペースを使用するとシステムトラブルを起こす可能性がありますので使用しないで下さい。

[手順2]の「ここにファイルをドロップまたはクリックして選択」と書かれた部分に提出するファイルをドラッグすることで、書類をまとめて選択することができます。

[手順1]は飛ばしてしまって構いません。



[手順3] アップロードするファイルを確認してください。

ファイル名	文書種別	取消
契約内容確認シート.pdf	契約内容確認シート	取消
検査報告書(提出用).pdf	対象住宅の検査に係る検査報告書	取消
状況調査技術者の資格者証.pdf	状況調査技術者の資格者証(専)	取消
現地案内図.pdf	現地案内図(付近見取り図)	取消
新築瑕疵保険保証証券.pdf	建物の登記簿謄本	取消
工事内容を記載した平面図、立面図.pdf	図面関係	取消

[手順4] 「書類アップロード」ボタンをクリックして、アップロードしてください。

書類アップロード

[手順3]で、選択した書類ごとに「文書種別」を選択して、[手順4]の「書類アップロードボタン」をクリックしてください。書類がアップロードされます

設定する文書種別について

アップロードする書類ごとに設定する文書種別は次ページの整理を参考に行ってください。

<申込みの完了>

[手順5] 申込完了ボタンを押して申込を完了させる

法務申請受付書 をご確認ください

申込完了ボタン

※ボタンを押さずに画面を閉じた場合は最初からやり直しとなります。ご確認ください。

戻る

注意: 前の画面に戻ると先の画面の入力内容がクリアされます

「書類アップロード画面」が閉じて、申込画面が表示されるので、[手順5]にある「申込完了ボタン」をクリックしてください。申込みが完了します。

重要事項説明書は、「重要事項説明書ボタン」から帳票ダウンロードページに移動して確認できます。

「申込受付完了画面」が表示されるので、「一覧画面ボタン」をクリックしてください。申込物件の一覧画面が表示されます。

提出していない書類がある場合や書類の提出状況を確認したい場合は、「書類情報ボタン」をクリックすることで、「書類情報画面」を表示することもできます。

既存かし保険
申込受付完了

商品: 延長保証保険 メンテナンスコース

住宅(物件)ID: 202211423757
申込受理番号: EH2022100006

住宅(物件)名: 新橋太郎様邸メンテナンス工事

追加する書類がある場合には、「書類情報」からアップロードしてください。

一覧画面 書類情報



申込住宅(物件)の一覧画面について

「一覧画面ボタン」をクリックすると「申込住宅(物件)の一覧画面」が表示されます。この画面から物件ごとの受理や証券発行の状況やweb証券の確認を行うことができます。



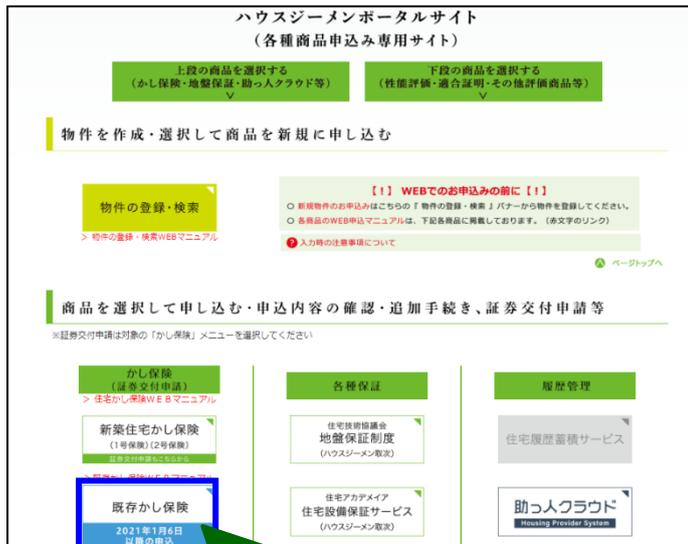
書類情報画面について

「書類情報ボタン」をクリックすると「書類情報画面」が表示されます。提出した書類の確認のほか、画面下の「書類提出(アップロード)ボタン」をクリックして書類の追加提出を行うこともできます。

申込時の提出書類とアップロード時に設定する文書種別(推奨)

提出書類	説明	アップロード時に設定する文書種別(推奨)
現地案内図	建物の所在地と周辺地図が確認できるもの	現地案内図(付近見取り図)
契約内容確認シート	住宅所有者のサインを取得したもの	契約内容確認シート
現況確認 実施報告書	建物の現況確認の実施時に作成したもの	対象住宅の検査に係る検査報告書
10年満了日が確認できる書類	建物の種別に応じたもの(具体的な提出書類はIVを参照)	建物の登記簿謄本
平面図と立面図	平面図と立面図に工事内容と実施箇所を記載したもの	図面関係
状況調査技術者等の資格者証	建物の現況確認を実施した方のもの	現況検査技術者等の資格者証
建設住宅性能評価書	新築時に取得したもの	その他提出書類
長期優良住宅の認定通知書	新築時に取得したもの	その他提出書類
請負契約書類	請負契約書や注文書と注文請書	契約書類関係
前回のメンテナンスの実施状況が確認できる資料	見積書や請負契約書等の前回のメンテナンス工事の実施状況が確認できる資料	その他提出書類

2. 新築瑕疵保険を利用した物件に保険を申し込む場合



<保険を申し込む住宅の作成>

ポータルサイトのトップメニューにある「**既存かし保険ボタン**」をクリックします。



「**申込住宅(物件)一覧画面**」が表示されるので、「**新規申込ボタン**」をクリックしてください。

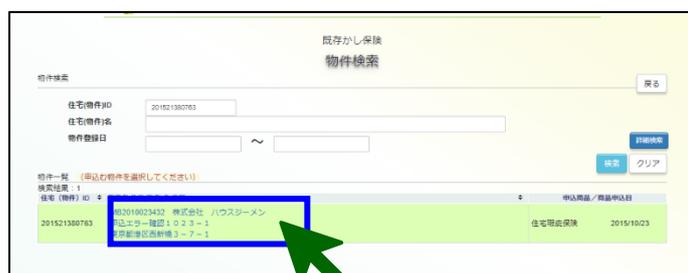


「**物件検索画面**」が表示されるので、「**住宅(物件)ID**」、「**住宅(物件)名**」、「**物件登録日**」のいずれかの情報を入力して「**検索ボタン**」をクリックしてください
(左側の画面では「**住宅(物件)ID**」で検索を行っています)

検索条件について

「**住宅(物件)ID**」と「**住宅(物件)名**」は、保険証券や付保証明書に記載されているほか、ポータルサイトからも確認できます。

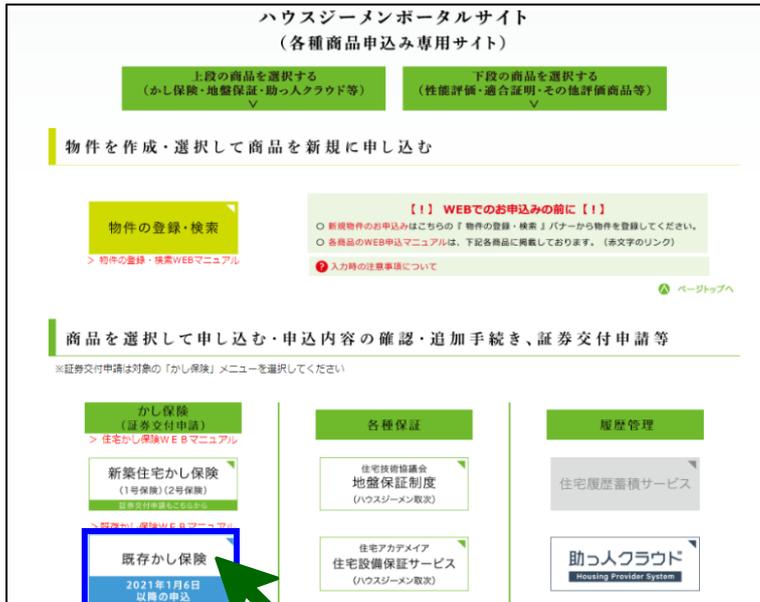
「**詳細検索ボタン**」をクリックすることで、「**住宅(物件)ID**」等のほか、「**都道府県**」、「**住所**」、「**住宅取得予定者(住宅所有者)**」等の条件で検索を行うことができます。



申し込む物件が表示されたら**物件の情報(青くなっている部分)**をクリックします。「**取次店および商品選択画面**」が表示されます。

以降の手続きは「**1. 新規に物件を作成して保険を申し込む場合**」と同様です。

Ⅷ. 申込後の物件の状況確認方法



<申込住宅(物件)の一覧画面>

ポータルサイトのトップメニューにある「**既存住宅かし保険ボタン**」をクリックすると「**申込住宅(物件)一覧画面**」が表示されます。この画面で**物件の状況の確認**や**書類の追加提出**、**web証券の確認**などを行うことができます。



「**申込住宅(物件)の一覧画面**」の各項目の役割は次のとおりです。

検索条件について

申込住宅(物件)の一覧画面では、「住宅(物件)ID」と「物件」、「商品」を指定して物件の検索を行うことができます。

「詳細検索ボタン」をクリックすることで、「住宅(物件)ID」等のほか、**受理・未受理物件**や**証券発行・未発行物件**等の条件で検索を行うことができます。

延長保証保険 メンテナンス	202211431057	株式会社 ハウスジーメン 確認物件1216-06(戸建) 東京都港区西新橋11111	① 受理済	② 発行済	③ 基本情報	④ 書類情報	⑤ 検査情報	⑥ Web証券
------------------	--------------	--	----------	----------	-----------	-----------	-----------	------------

①	受理状況	受理状況の確認欄です。 申込みが受理されると「受理済」と表示 されます
②	発行状況	保険証券の発行状況の確認欄です。 保険証券が発行されると「発行済」と表示 されます。
③	基本情報	「 基本情報画面 」を表示するボタンです。申込時に入力した担当者や検査希望日、ハウスジーメンに対する 連絡事項を確認 できるほか、ハウスジーメンからの 依頼がある場合は、その内容を確認 できます。
④	書類情報	「 書類情報画面 」を表示するボタンです。 提出している書類 やハウスジーメンがアップロードした書類を確認できるほか、 追加書類のアップロード を行うことができます。
⑤	検査情報	検査情報画面(検査管理システム) を表示するボタンです。 アサインされた検査員 や 現場検査の日程等の情報 を確認できます。
⑥	Web証券	web証券を表示するボタン です。保険証券の発行方法をweb証券としている場合に、 保険証券保険付保 証明書の確認を行うことができます。

2025年07月11日 / トップメニュー / 既存かし保険 / ログアウト

株式会社 ハウスジーメン 株式会社 自由発動 様でログイン中

既存かし保険/非住宅建築物瑕疵保証
申込基本情報

物件情報

商品 申込受理番号
 延長保証保険 メンテナンスコース EH2025100730 **申込書ダウンロード**

住宅(物件)ID 住宅(物件)名
 202515932538 多島 秀男様邸

郵便番号 住所
 新居島新居市西區五十嵐一の町 6 2 7 6 - 2 5

事業体ID 事業体名 取次店ID 取次店名
 MB2020036962 株式会社 自由発動 MT2023003600 株式会社 自由発動

申込担当者情報

氏名 所属 TEL FAX
 長野 先生

メールアドレス 追加メールアドレス1
 shinsei@yukodo.com

追加メールアドレス2 追加メールアドレス3

検査窓口情報

検査窓口は申込担当者と同じ

氏名 所属 TEL FAX

メールアドレス

現場検査を省略する (延長保証保険の検査コースの場合のみ)

検査希望日 ※詳細な検査日時は申込受理後に検査員と調整ください
 2025/04/下旬

ハウスジーメンに対する連絡事項

床下土間打ちの気密確認ありません。
 電話窓口はウノ、マツイでございます。
 検査希望日は完工日米志のため別途連絡いたします。

料金情報

保険料 (非課税) 現場検査料 (税込) 合計金額

確認または依頼情報

不足書類
 書類の提出がありませんでしたのでご提出をお願いします。

<申込住宅(物件)の一覧画面>

物件情報を確認できます

申込担当者の情報を確認できます

検査窓口の情報を確認できます

申込時に申告した検査希望日を確認できます。

申込時に入力したハウスジーメンに対する連絡事項を確認できます。

保険料と検査料を確認できます。

不備案内の内容を確認できます。

延長保証保 険メンテナ ンス	202011416230	株式会社 ハウスジーメン 既存かし保険確認 1 1 1 0 - 0 4 東京都港区西新橋 1 1 1 1	受理済	発行済				
----------------------	--------------	--	-----	-----	--	--	--	--

不備案内中

■不足書類

- ・現況確認実施報告書 (※指定書式)
- ・10年満了日が確認できる書類 (下記のいずれか)
 - ①建物の登記簿謄本 (最新のものでなくても可)
新築時の引渡日に保存登記が申請されているもの。
※表題部の【原因及びその日付】や所有権保存の日が記載されたものがが必要です。
 - ②建築確認書類と新築時の引渡日が確認できる書類のセット
確認済証や検査済証、台帳証明書と引渡日が確認できる引渡証明書等の書類。
 - ③新築瑕疵保険の加入住宅の場合：保険証券または保険付証明書

■連絡事項

- ・延床面積について
135.88㎡でご申告頂いておりますが、こちらは別棟の車庫を含む面積の為住宅の面積である105.98㎡に修正させていただきます。

■※指定書式は以下よりダウンロードをお願いします。

https://www.house-gmen.com/downloads/extended_warranty/maintenance/

基本情報画面での確認のほか、申込みに不備があり、不備案内のメールを配信している場合は、物件番号の下に「不備案内中」と表示され、マウスカーソルを合わせると、案内している不備の内容がポップアップ表示されるので、内容を確認できます。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関
住宅金融支援機構 適合証明検査機関

©2025 株式会社ハウスジーマン